大阪府の発達障がい児者支援と乳幼児期における早期発見の取組

平成28年2月

大阪府
福祉部　障がい福祉室

大阪府の発達障がい児者支援の取組

第4次大阪府障がい者計画（Ｈ24～）
『施策の谷間にあった分野への支援の充実』
（発達障がい・高次脳機能障がい等）

↓

平成25年度から「発達障がい児者支援」を知事重点事業として位置付け、全庁一丸となって集中的に取組

【予算】発達障がい児者総合支援事業の創設
H25：142,250千円
関係部局：福祉部・健康医療部・教育委員会・
商工労働部・府民文化部・政策企画部

【組織】発達障がい児者支援グループの設置

大阪府発達障がい児者支援プラン（H25～29）

Ⅰ　早期発見から早期発達支援へ

Ⅱ　医療機関の確保等

Ⅲ　発達支援体制の充実

Ⅳ　学齢期の支援の充実

Ⅴ　成人期の支援の充実

Ⅵ　家族に対する支援

Ⅶ　相談支援の充実

Ⅷ　支援の引継のための取組

Ⅸ　府民の発達障がい理解のための取組

Ⅰ　早期発見から早期発達支援へ

発達障がい児者支援プラン

現状と課題

- 府内市町村の1歳6か月児健診、3歳児健診で使用されている問診票にばらつき
- ゲイズファインダー※について、発達障がいの気づきを促すためのツールとして期待
- 健診従事者である保健師に対して発達障がいに関する理解等を進める必要
- 幼稚園教諭・保育士が、発達障がいの可能性のある子どもの対応力を高める必要

※　社会性発達を評価するための補助装置

目指すべき姿

- 府内全市町村の1歳6か月児健診、3歳児健診で使用される問診票が、発達障がいの視点を取り入れた内容
- 今後の検証等を踏まえ、ゲイズファインダー等を使った健診体制が確立
- 乳幼児健診の担当保健師が、発達障がいに関する研修を受講
- 府内の幼稚園・保育所において、発達障がいに関する研修を受講者がいる

総合支援事業の取組

- 発達障がいの早期発見のための問診項目・手引書の策定（H25）
  →新問診票について、大阪大学との共同研究により社会性の発達を評価するために有用との評価
  →問診票改訂市町村数：39市町村（H27予定含む）

- ゲイズファインダー：5市町村の健診現場等でモデル活用
  （泉大津市・千早赤阪村・守口市・貝塚市・河南町）
  →「保護者の理解や安心を得るために有効なツール」との評価

- 保健師研修の実施：229人（H25～26）
  →2年間で全市町村から保健センター保健師の約30%が参加

- 幼稚園教諭・保育士研修：42市町村から797人（H25～27）
  →より実践に即した研修へのニーズが高い

「発達障がいの早期発見のための問診項目」の策定と市町村問診票への導入支援（1）

H25　問診票検討ワーキングチーム立ち上げ
（学識・医療機関・市町村母子保健担当保健師等により構成）
※福祉部（発達障がい担当）と健康医療部（母子保健担当）の共管

→1歳6か月児健診項目はM-CHAT、3歳児項目はPARSを参考に、
「発達障がいの早期発見のための問診項目」を作成、市町村に提示
（1歳6か月児：11項目、3歳児：12項目）

→「発達障がいの早期発見のための問診項目手引書」により、各問診項目の選定理由や考え方、ポイント等について解説するとともに、新規問診項目を導入する市町村に対して、改訂支援を実施（母子保健主管課）

→H27年度末までに、府内43市町村中39市町村で問診票を改訂予定
（H29年度末までに全市町村で改訂予定）

「発達障がいの早期発見のための問診項目」・1歳6か月児

A　社会性をみる項目
1．何か興味を持ったとき、指をさして伝えようとしますか
2．大人が離れたところにあるおもちゃを指でさすと、その方向を見ますか
3．大人が名前を呼ぶと振り向きますか
4．他の子どもに興味を示しますか（目で追う、そばに寄って行こうとするなど）

B　コミュニケーションをみる項目
5．「ちょうだい」と言うと持っているものを手渡そうとしますか
6．「マンマ」「ワンワン」など意味のある言葉を話しますか

C　想像力をみる項目
7．大人のまねをして、電話をかけるふりやおもちゃの食べ物を食べるふり等をしますか

D　感覚をみる項目
8．特定の音や肌触りのものをひどく嫌がることがありますか
9．抱っこされるのを嫌がったり、体に触れられることを極端に嫌がることがありますか

E　行動をみる項目
10．絶えず動き回り、手を離すとどこへ行くかわからないと感じることがありますか

F　生活リズムをみる項目
11．極端に寝つきが悪い、何度も起きる、夜泣き等、睡眠について気になることがありますか

「発達障がいの早期発見のための問診項目」・3歳児

A　社会性をみる項目
1．目が合いにくいと感じることがありますか
2．他の子どもに興味を示して一緒に遊ぼうとしますか

B　コミュニケーションをみる項目
3．会話で気になることがありますか（CMやTVのフレーズを繰り返す、話が一方的で相手の話を聞こうとしない、言われたことをそのまま繰り返すなど）

C　想像力をみる項目
4．ままごとなどのやり取りのある遊びをしますか

D　こだわりをみる項目
5．光るもの、回るもの、水などを長時間飽きずに見たり触ったりしますか
6．道路標識やマーク、数字、文字など、特定のものをよく知っていて「すごい」と思うことはありますか
7．普段通りの順序や方法が急に変わることを嫌がりますか

E　感覚をみる項目
8．つまさき歩きを頻繁にする、あるいは以前していたことはありますか
9．聴覚やにおい、味覚、触覚などで気になることがありますか（特定の音に敏感で耳をふさぐ、極端な偏食、痛みに鈍感など）

F　行動上の問題をみる項目
10．落ち着きがない、手を離すとどこに行くかわからないということがありますか
11．思い通りにならないとき、手のつけられないかんしゃく（パニック）を起こすことはありますか
12．動画等の特定場面を飽きずに繰り返し見ることはありますか

「発達障がいの早期発見のための問診項目」の策定と市町村問診票への導入支援（2）

H26～27　乳幼児健診検討ワーキングチームによる検討

H26～27　大阪大学との共同研究により新規問診項目の検証

→H27年度末までに、「問診項目手引書（補足版）」として、問診項目の検証結果を踏まえたスクリーニング基準等を市町村に提示

ゲイズファインダー市町村モデル事業

H26～27　府内5市町村でモデル事業を実施
（大阪大学大学院　連合小児発達学研究科に委託）

- 発達が気がかりな子どもを早期に支援につなげることと目的として、1歳6か月児健診を中心に、3歳児健診、2歳児歯科健診、乳児後期健診の集団フォローの場等でゲイズファインダーを活用

- 検査後、子どもの視線の動きが分かる画像を保護者と一緒に見ながら結果を説明

  →子どもの発達の気がかりな点について保護者と共有するためのツールとして有効

- 乳幼児健診に導入する際の配慮点について検討するため、保護者アンケートを実施

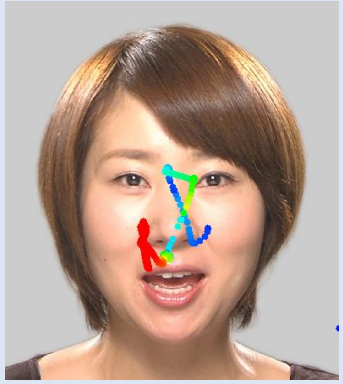

注視点検出装置・Gazefinder（ゲイズファインダー）について

- Gazefinderは、お子さんの目線の動きを簡単に測定する装置です。お子さんがどんなふうに物を見ているか、何に関心があるかを見ることで、保護者の方がお子さんの発達を理解する手助けにしていただくことができます。
- 検査は2～3分で終了します。
- Gazefinderの実施は、保護者の方のご協力によるもので、必ず受けなければならないものではありません。

子どもの目線をどうやって測定するの？

- TV画面には、人の顔や幾何学模様などの動画が出てきます。
- TV画面の下に、透明プラスチックで覆われた近赤外線LEDとカメラがあり、近赤外線光が反射する様子をカメラでとらえることでお子さんの注視点が分かる、という仕掛けになっています。
- 近赤外線は、たとえば自動ドアなど日常の至るところで使われており、目に当てても光を感じることはなく、健康被害もありません。

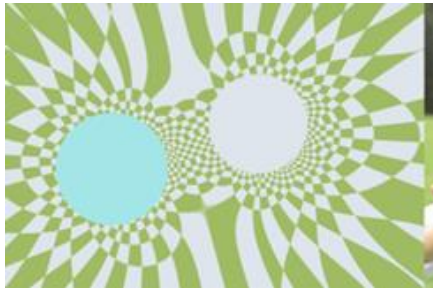

何をしていただくか？

- お子さんを「ひざ上だっこ」してください。
- TV画面に動画が約2分流れます。頭を押さえたり、画面を無理に見せる必要はありません。
- もしもおひざから下りたがったら、抱える手でお子さんの腰を軽くおさえてあげて下さい。
- 動画が終わったら、終了です。

平成26年度大阪府ゲイズファインダー市町村モデル事業
保護者アンケート（1歳6か月児健診）

検査の間、お子さんを座らせておくのは大変でしたか？

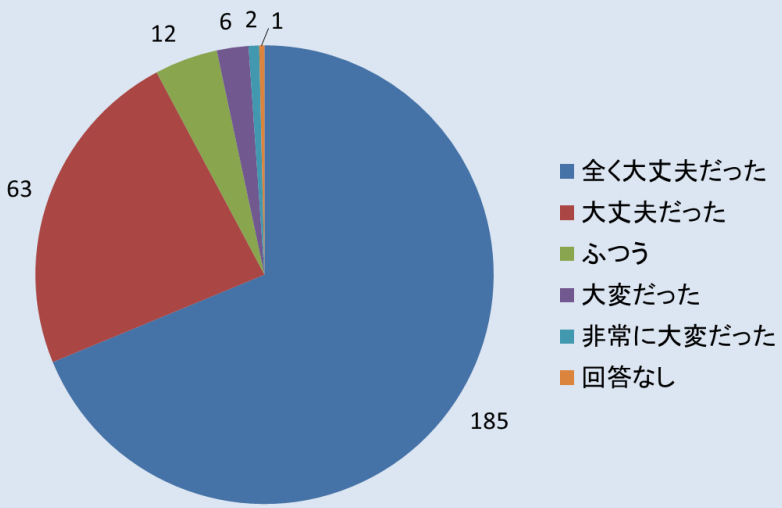

GFは、お子さんの発達の特徴などを理解する助けになると思われますか？

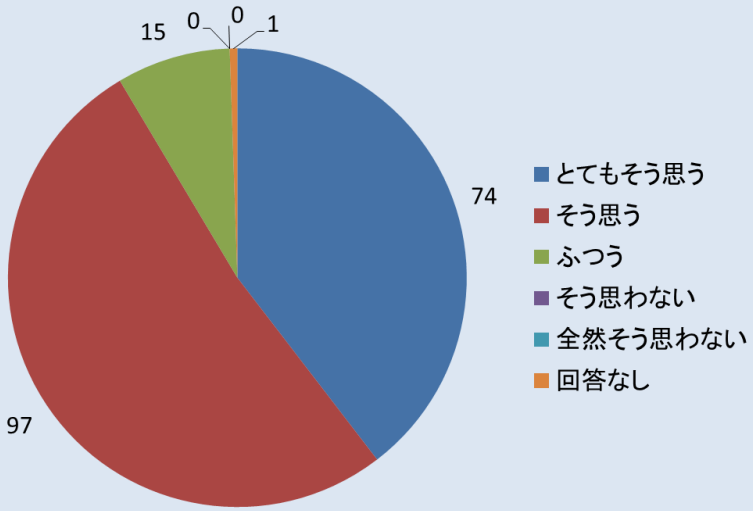

平成26年度大阪府ゲイズファインダー市町村モデル事業
保護者アンケート（1歳6か月児健診）

【その他の意見・感想など（抜粋）】

- みんなの健診に、ぜひ取り入れたら良いと思う。よくできていて、子どもも楽しく遊ぶ感覚でできた。
- とても面白くて役に立つ検査だと思うので、健診で取り入れてほしい。
- 子どもの目線や考え、発達を少しでも知ることができて、良かった。おもしろかった。
- とても分かりやすかった。
- 普段当たり前に何げなくしている動作も、発達の段階によってきちんと順序があるという事を知ることができて、とても面白かった。分かりやすく説明してもらえた。
- 普段、子どもが他人のどこを見ているのか観察していなかったので、おもしろかった。
- 新しい検査で、とても興味深かった。また機会があれば、参加したい。
- 分かりやすく、子どもが楽しめて良かった。
- 結果を画面で見ながらの説明が、とてもおもしろかった。
- 画面のどこを見ているのか、特に人の顔のどこを見ているのかが分かり、経験になった。今後どう変化していくのか、同じ年頃の子と比べてどうなのかなども知りたいと思った。
- 検査の結果を社会性の発達に結びつけすぎているように感じた（人間を見たから良いという点）。結果をつみ重ねた後に、もう1回試してみたい。
- 画面が近く感じた（家でTV見る時は、画面がもっと遠い）。
- （受検が午後で昼寝時だったので）子どもの覚醒度の高い午前中だとよかった。
- 人の顔のどこを見ているのかが分かって、おもしろかった。
- 社会性について多角的に知ることができ、参考になった。定期的に検査を受け、成長度合いを知ることができれば、安心して育児に取り組めると思う。

Ⅱ　医療機関の確保等

● 臨床での実習を含めた専門医師養成研修の実施：30人（H25～26）

（平成27年度カリキュラム）

1　講義（2日）
・子どもの発達
・子どもの病気、発達障がい、自閉性スペクトラム症の診断・解説
・発達障がい早期介入の取組
・発達検査、知能検査の実施と解釈
・発達障がいに関する最新の知見
・注意欠陥多動症、学習障がい
・発達に影響を及ぼす神経疾患
・大阪府の発達障がい施策
・発達障がい児専門療育の現状
・発達障がい児支援に係る学校での実践的な取組
・発達障がい児者の就労
・虐待について

2　事例検討（半日）

3　臨床実習（半日）
・府立母子保健総合医療センター、精神医療センターによる実習

4　発達障がい児療育拠点の見学（希望者のみ）　（半日）

Ⅲ　発達支援体制の充実

● 発達障がい児療育拠点による機関支援の実施

（大阪府発達障がい児療育拠点）

平成17年度以降、「大阪府発達障がい児療育等支援事業」により整備を進めてきた発達障がい児の専門療育を行う事業所。現在は自らの個別療育の実施に加え、地域の障がい児通所支援事業所等の機関支援等の役割を担う。

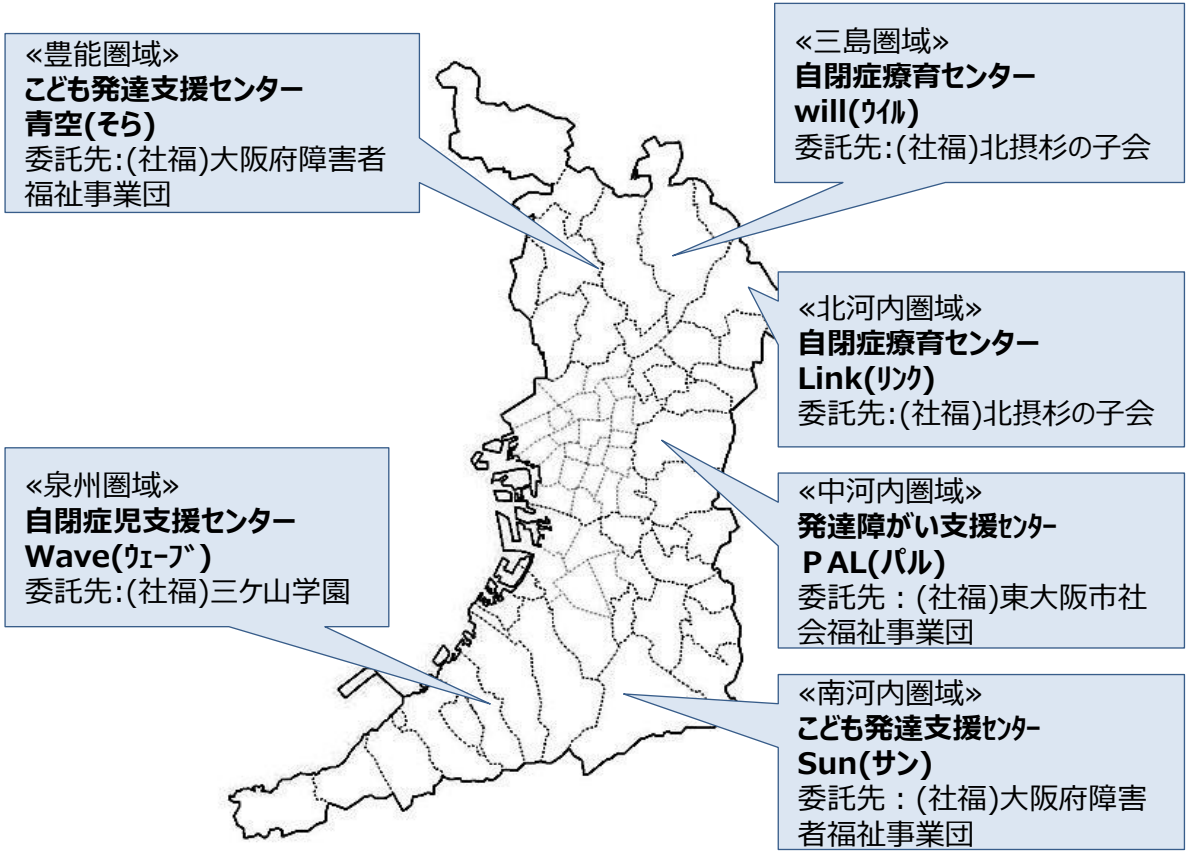

→市町村独自の個別療育の実施：8市町村※（定員397人）

※　大阪市、豊中市、池田市、守口市、門真市、八尾市、大阪狭山市、泉南市

→個別療育を提供（療育拠点の活用を含む）：37市町村

障がい児通所支援事業者育成事業　アンケート

対　象：平成24～26年度中に大阪府障がい児通所支援事業者育成事業において機関支援を受けた事業所
回答数：56事業所

事業所種別

※児童発達支援センター以外は重複あり

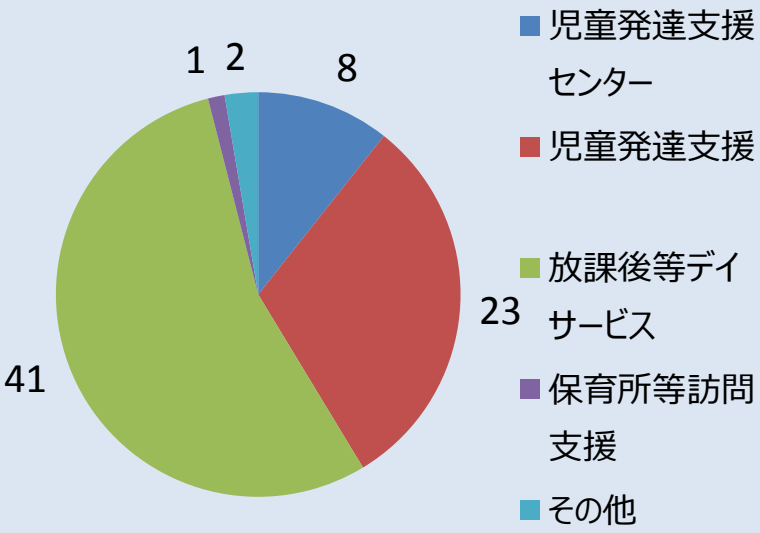

事業所における発達障がい児の受入状況

（契約児童中に占める発達障がい児※の割合）

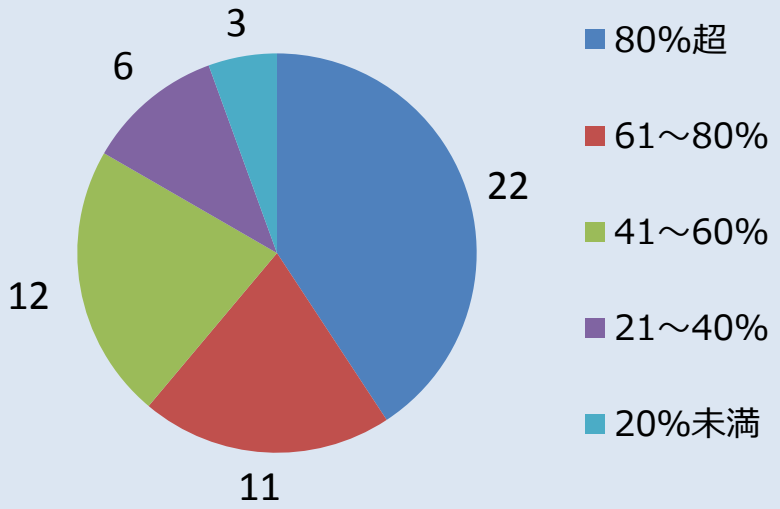

56事業所合計：
契約児2296人中1509人が発達障がい児※（66%）

※本アンケートによる「発達障がい児」
診断を受けている児及び診断は受けていないがその特性がある、またはその可能性がある児を指す

事業についての具体的な意見

➢ 機関支援について

- 個別の支援対象について支援方法を具体的に提案してもらい、参考になった。
- 個々の事業所に合わせた取り組みの方法を一緒に考えてもらえるので、非常に役に立った。
- 障がい特性について分かりやすく説明してもらったことで、子どもへの理解が深まった。
- 実際に支援をしてこられた経験談などを聞けたことが、非常に参考になった。
- 具体的な対応方法について助言してもらい、実践したことで、利用児の問題行動が軽減した。

➢ 見学受入等について

- 構造化の工夫を実際に見ることができて、事業所での支援に役立てることができた。
- 療育グッズなどを見せてもらい、具体的にイメージがわいた。

➢ 職員研修について

- 問題行動発生の要因を把握するための記録の取り方について、学ぶことができた。
- スタッフ全員が参加することで、事業所内での支援や利用者へのかかわり方を改めて話し合い、共有するきっかけになった。
- 具体的な声かけの仕方や構造化について詳しく教えてもらえたので、すぐ実践できた。
- 日常の仕事に直結した内容なのでスタッフのモチベーションも高く、スキルアップにつながった。

➢ 事業所連絡会について

- 他事業所と交流し、関係を構築していく良いきっかけとなった。
- 他事業所の取組も聞けて、大変参考になった。

（抜粋）

Ⅳ　学齢期の支援の充実

- 通常の学級における発達障がい等支援事業
  （「わかる・できる」授業づくり、集団づくりの実践研究とその成果の普及）
- 高等学校における発達障がい等支援事業：4校をモデル校として臨床心理士を配置し、キャリア教育の観点から個々の特性を把握する手法の研究
- 高校生活支援カードの導入

（高校生活支援カードについて）

【目的】
　高校生活支援カードは、高校生活に不安を感じている生徒や理解されにくい障がいである発達障がいのある生徒、またはその特性のある生徒等の状況やニーズを入学時に把握し、指導・支援のスタートとすることを目的にします。高校生活支援カードの作成が、個別の教育支援計画の作成のはじまりとなり、カードの内容をもとにして、個別の教育支援計画の記載をすることができます。
【時期】
　入学時の合格者説明会等で高校生活支援カードを配付し、入学手続き時等に回収します。
【対象】
　全ての入学者を対象とします。
（ただし、生徒の状況により個別に聞取り等が必要な場合は、別途対応することも可能です。）
【記入者】
　保護者、本人
【管理】
　学級担任等
【活用】
　中学校訪問、保護者面談、ケース会議、教育相談、学年会議、学習支援、事象等対応、進路指導（障がい受容等）個別の教育支援計画作成等

（大阪府教育委員会HPより）

Ⅴ　成人期の支援の充実

- ひきこもり支援機関による発達障がいの可能性のある人の相談と「相談窓口のための発達障がい者支援プログラム」の開発（発達障がい者気づき支援事業）
- 就労移行支援事業所等への機関支援の実施：59か所
- 精神・発達障がい者職場サポーター養成研修
  →自社での職場定着に向けた協力体制の構築：158人（H27.9現在）
- 障がいのある従業員のセルフコントロールを企業がサポートするための雇用管理手法の普及

（発達障がい者気づき支援事業）

- 府内10か所のひきこもり支援機関へ事業委託して実施（H25～27）
- 発達障害者支援開発事業（国庫1/2）を活用

＜事業実施にあたっての課題分析＞

- 乳幼児期を中心に、発達障がいへの支援体制が徐々に整備されている一方で、成人期の発達障がい者支援体制は未整備。
- 特に、発達障がいの特性に気づかれないまま成人期を迎えた人の中には、周囲の理解や必要な支援を得られなかったことによる二次障がいや状態の複雑化により、支援が難しいケースも多い。
- 思春期・青年期以降に何らかの社会不適応を抱えているケースの中に、一定数発達障がい者が含まれている可能性がある。

↓

- 発達障がい者への支援については、従来の障がい福祉制度の枠組みだけでは不十分であり、発達障がいへの気づきや障がい受容のサポートを含む“発達障がいの可能性のある人”への支援が必要。
- ひきこもり、生活困窮・生活保護、就労等広範囲の相談機関において、発達障がいの基礎理解や気づきのための視点を含む支援スキルが必要。

大阪府

事業スキーム

H27予算案20,715千円
（一般財源10,358千円）

発達障がい者気づき支援事業

ひきこもり支援機関※での相談支援

ひきこもりを中心とした、発達障がいの可能性のある思春期・青年期以降の相談に対応
※原則、従来の障がい福祉のスキームで対応可能なケース（手帳所持、診断後など）を除く

→ ひきこもりの中に一定割合存在すると考えられる発達障がいへの気づき（家族などを含む）を促進し、適切な支援やサービス利用等に結びつける

相談　診断補助　訪問支援

※子ども・若者自立支援センター：ひきこもり等の困難を有する青少年の資源を行う民間団体を、「大阪府子ども・若者自立支援センター登録制度」として府内10カ所に整備

市町村等との協働・連携

生活困窮者自立支援制度（自立相談支援相談窓口）との連携により、相談窓口に寄せられた発達障がいの可能性のある相談について、ひきこもり支援機関が市町村等と協働して支援を実施

（例）市町村等が対応している発達障がいの可能性のあるケースについて、定期的または随時支援方策を協議
（例）地域の支援機関として、支援調整会議に参画

出張相談を活用したOJTの実施

→ 必要に応じてケースの見立て、相談場面における対応の工夫、支援の方向性や関係機関との連携等について助言することで、支援スキルの伝達を図る

支援プログラム開発

- 様々な困難事例の中に発達障がいが含まれる可能性があることへの気づきを促進
- ひきこもりを中心とした思春期・青年期の発達障がいの可能性のある事例の共有
- 具体的な支援方法や既存の制度・資源を活用した支援モデルを汎化

共有

市町村
- 青少年ひきこもり
- 福祉
- 就労
- 地域保健

共有

地域
- 就労支援機関
- NPO等
- 障がい事業所

相談窓口のための発達障がい者支援プログラム（H27.3）

第1章　支援プログラムの目的　…　P3
1．成人期における発達障がい者支援の現状
2．本プログラム作成の目的

第2章　発達障がいの基礎理解　…　P5
1．発達障がいの基礎知識
2．発達障がいと二次障がいについて
«発達障がいと司法のかかわり»
3．発達障がい者支援の現状

第3章　相談窓口における発達障がい者の支援　…　P21
1．相談窓口で見られる発達障がいの特徴
2．発達障がい者の支援における基本的な対応
3．支援の組み立て方と相談支援

第4章　発達障がい者支援にかかわる機関　…　P40

HP『大阪府　発達障がい者支援プログラム』で検索

相談窓口のための発達障がい者支援プログラム（H27.3）

支援モデルのイメージ

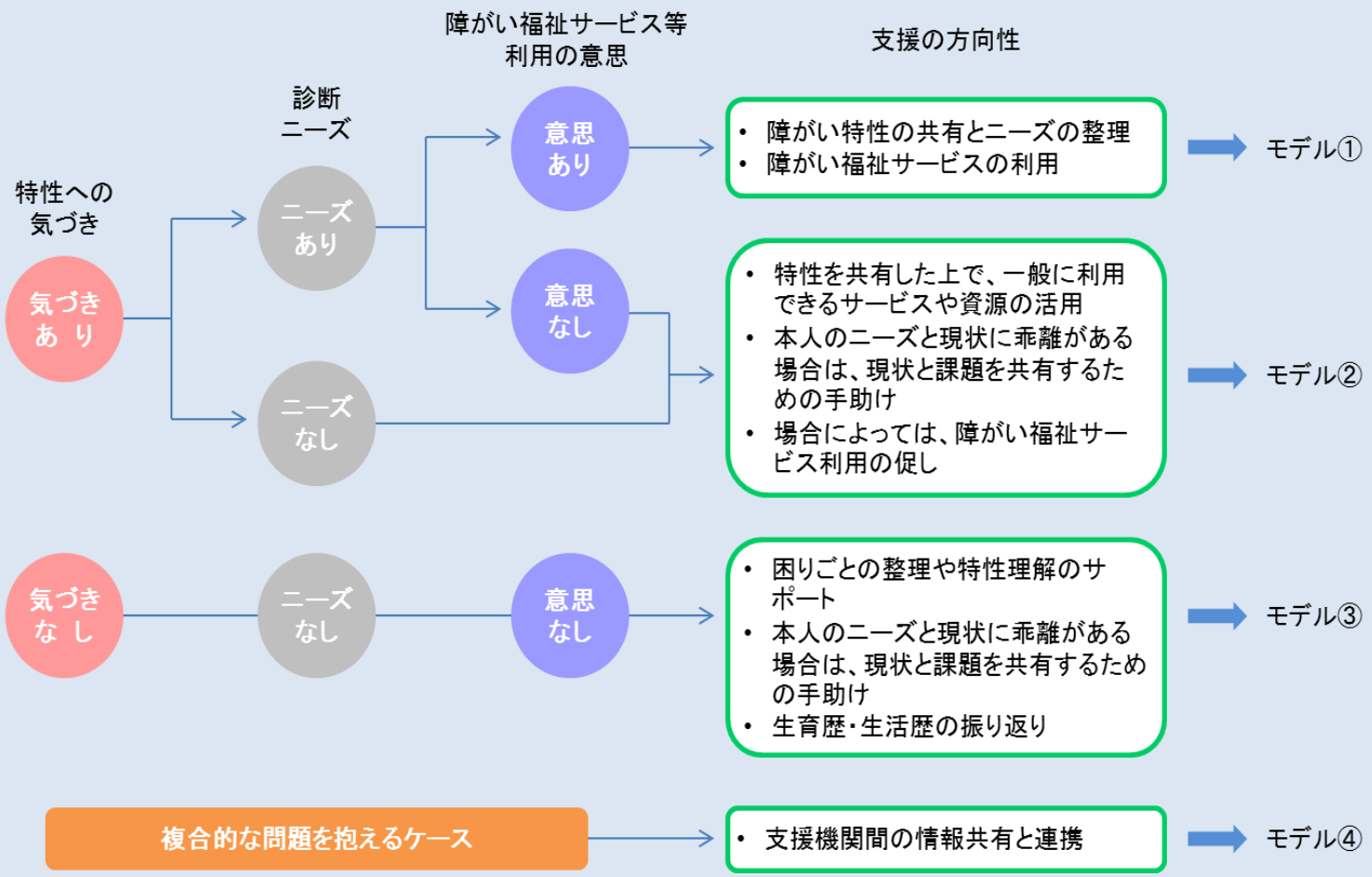

HP『大阪府　発達障がい者支援プログラム』で検索

Ⅵ　家族に対する支援

- ペアレント・トレーニングの実施：6療育拠点及び10市町村（H25～27）

- ペアレント・トレーニングインストラクターの養成：29市町村72人（H26～27）
  →市町村におけるペアレント・トレーニングの独自実施：10市町村※（H27）
  ※大阪市、堺市、池田市、吹田市、門真市、東大阪市、河内長野市、大阪狭山市、千早赤佐村、泉大津市

- ペアレント・メンターの養成：29人（H26）
  →ペアレント・メンターの派遣の開始（H27）

Ⅶ　相談支援の充実

- アクトおおさかによる相談支援事業所への機関支援の実施：26か所

  →「発達障がいに対応できる相談支援事業所等を確保」と回答：43市町村

  →アクトおおさかによる機関支援を受けた事業所のある市町村：60%

Ⅷ　支援の引継のための取組

- 支援の引継等に関する手引の作成（H26）

（発達障がいのある方のための支援の引継等に関する手引き（H27.3））

第1章　支援の引継等に関する課題と支援のシステム構築の意義　… P1
支援の引継等に関する課題、引継等のシステム構築の意義等

第2章　手引きの使い方・考え方　… P3
手引きの目的及び用途、手引きの内容等

第3章　引継等を実施するにあたっての留意点　… P5
個人情報の保護、支援の記録等の作成及び引継等の実施者と本人・家族との共有等

第4章　ライフステージの移行時における支援の引継（縦の連携）　… P11
「保育所・幼稚園等 ⇒ 小学校」「小学校 ⇒ 中学校」「中学校 ⇒ 高等学校」「高等学校 ⇒ 就労先」「児童発達支援事業所（センター含む）　⇒ 小学校」「高等学校 ⇒ 障がい福祉サービス事業所」「障がい福祉サービス事業所 ⇒ 就労先」「支援の引継にかかる相談支援事業所の役割」等

第5章　地域内の関係機関間の情報共有・連携（横の連携）　… P31
ライフステージに共通する関係機関の連携、乳幼児期・学齢期における関係機関の連携、成人期における関係機関の連携、各専門機関の役割及び他機関との連携状況

第6章　先進事例について … P50

関係機関一覧　…P54

HP「大阪府　支援の引継等に関する手引」で検索

ライフステージの移行時における支援の引継（縦の連携）

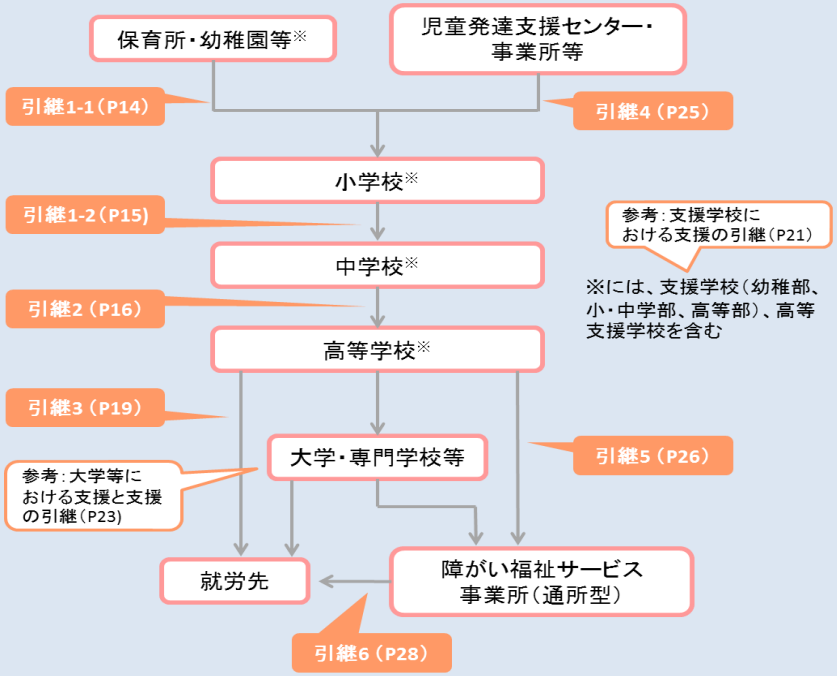

支援の引継に係る標準的なモデル

	1～3月頃		4月		5月以降
	引継内容・方法の確認	引継の実施	支援計画等の作成と共有	所属内での支援方法等の共有	再共有の場の設定を含め、以降随時連携
引継元	●	●			●
引継先		●	●	●	●
本人・家族	●	●	●		●

HP「大阪府　支援の引継等に関する手引」で検索

Ⅸ　府民の発達障がい理解のための取組

（府の取組）
- 発達障がいシンポジウム・ブルーライトアップの実施
- 啓発ポスターの作成
- 乳幼児健診リーフレットの作成
- 医療機関向けリーフレットの作成

（市町村の取組）
- 広報誌の掲載：39市町村
- 市民向け啓発研修会、講演会等：17市町村

（医療機関向けリーフレット）

HP「大阪府　医療機関向けリーフレット」で検索

世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間を中心とした取組
（世界自閉症啓発デーinOSAKA）

ブルーライトアップ（大阪城・通天閣・太陽の塔）

世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間を中心とした取組
（世界自閉症啓発デーinOSAKA）

発達障がいシンポジウム

啓発ポスター